|  |
| --- |
| 令和６年第８回本部町議会定例会会議録 |
| 招集年月日 | 令和６年12月17日 |
| 招集場所 | 本部町議会議場 |
| 開閉会日時及び宣言 | 開　　議 | 令和６年12月19日　　　午前10時00分 |
| 閉　　会 | 令和６年12月19日　　　午後１時14分 |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。　　出　　席　　12　名　　 　　　欠　　席　　０　名　　 　　　欠　　員　　２　名 |
| 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | 出 | ９ | 仲宗根　須磨子 | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | 〃 | 10 | 崎　浜　秀　昭 | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | 〃 | 11 | 比　嘉　由　具 | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | 〃 | 12 | 座間味　栄　純 | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 |  | 13 | 欠　　　　員 |  |
| ７ | 伊良波　　　勤 | 出 | 14 | 具志堅　　　勉 | 出 |
| ８ | 具志堅　正　英 | 〃 | 15 | 松　川　秀　清 | 〃 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　会議録署名議員 |
| １番 | 仲　程　　　清 |  | ２番 | 長　濱　　　功 |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 |
| 町長 | 平　良　武　康 | 副町長 | 上　原　正　史 |
| 教育長 | 喜　納　すえ子 | 住民生活統括監 | 仲宗根　　　章 |
| 産業振興統括監 | 並　里　　　力 | 総務課長 | 宮　城　　　健 |
| 住民課長 | 大　城　尚　子 | 福祉課長 | 渡久地　政　克 |
| 健康づくり推進課長 | 大　濱　兼　愛 | 子育て支援課長 | 有　銘　高　啓 |
| 企画商工観光課長 | 喜　納　政　国 | 建設課長 | 渡久地　　　要 |
| 農林水産課長 | 平安山　良　信 | 上下水道課長 | 知　念　　　毅 |
| 会計管理者兼会計課長 | 大　城　　　睦 | 教育委員会事務局長 | 安　里　孝　夫 |
| ※　本会議に職務のため出席した者 |
| 事務局長 | 崎　原　　　誠 | 主任主事 | 與那嶺　　　卓 |

議　　事　　日　　程

12月19日（木）３日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ | 議案第63号 | 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ２ | 議案第64号 | 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（議案審議・採決） |
| ３ | 議案第65号 | 本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案審議・採決） |
| ４ | 議案第66号 | 工事請負契約の締結について〈具志堅地区ファームポンド等新設工事〉　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ５ | 議案第67号 | 動産の買入れ契約の締結について　　　　　　（議案審議・採決） |
| ６ | 議案第68号 | 財産の無償譲渡について　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ７ | 議案第69号 | 町道の路線変更について（町道本部中学校線）（議案審議・採決） |
| ８ | 議案第70号 | 町道の路線認定について（町道健４号線）　　（議案審議・採決） |
| ９ | 議案第71号 | 町道の路線認定について（町道崎本部石川線）（議案審議・採決） |
| 10 | 議案第72号 | 令和６年度本部町一般会計補正予算について　（議案審議・採決） |
| 11 | 議案第73号 | 令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（議案審議・採決） |
| 12 | 議案第74号 | 令和６年度本部町水道事業会計補正予算について（議案審議・採決） |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| 13 | 議案第75号 | 令和６年度本部町下水道事業会計補正予算について（議案審議・採決） |
| 14 | 議案第76号 | 財産の取得について（追認）　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| 15 | 議案第77号 | 財産の取得について（追認）　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| 16 | 請願第１号 | 県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）促進に関する請願書（説明・審議・採決） |
| 17 | 決議第３号 | 本部半島国道449号・県道84号線早期道路整備促進に関する要請決議　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（説明・審議・採決） |
| 18 | 決議第４号 | 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（説明・審議・採決） |
| 19 | 意見書第１号 | 本部港本部地区（旧塩川地区）における安全対策に関する意見書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（説明・審議・採決） |

○　議長　松川秀清　これから本日の会議を開きます。 開　議（午前10時00分）

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　先日、議案説明は終了していますので、議案の審議・採決を行います。

　日程第１．議案第63号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　それでは13ページの参考資料から質疑させていただきます。

　最後の３の改正後の影響額というところで、給与改正によって約5,000万年額で財政の負担が増えると思うんですが、この増えたことによって今の雇用を維持できるのか、また今後、給与自体が上がっていく可能性もあると思うんですが、そうなった場合にどう考えているのか伺います。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　５番　松田議員に説明いたします。

　今回の会計年度任用職員の改正に伴って、役場が持つ部分はやっぱりそれだけ必要な経費として計上していくということであります。今後も維持できるかということでありますが、維持できるように体制を整えていきたいと思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　今年度で構わないんですけれども、今年度の給与増のトータルの額というんですか、そういったのをちょっと説明お願いします。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　３番　山川議員にご説明いたします。

　去る11月の臨時会で職員の改定をしております。それから今回の会計年度任用職員の給与改定に伴う増額をお願いしております。トータルで約7,600万円ほどとなっております。以上です。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　この給与及び費用弁償、あと期末手当、そういったのを含めて7,600万円の年間で増ということだと思いますが、人事委員会からのこういった勧告に基づいて改正をしていくと。歳入は変わらず単費での歳出になってくるかと思います。義務的経費がやはり年々増加するに当たって、先ほど松田議員からも質疑がありました。今後、やはりこの義務的経費が増えていくに当たって、人件費も増になってくると。職員のしっかり雇用を維持できるように、再度、私のほうからも強く求めていきたいと思いますので、またそういった説明のほうもよろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監。

○　住民生活統括監　仲宗根　章　ご説明いたします。

　山川議員おっしゃるとおり、義務的経費が本町の計上経費率が約88％と、できれば80％を切りたいところですけれども、なかなか80％台から下に行けない状況でございます。この人件費に関しましては、人事院勧告であり事務的経費、義務的経費、そして交付税の基準財政需要額が算入されますので、職員分に関しましては、昨日ちょうど職員の分に関しましては、交付税の措置分がありますよという国から通知が来ておりますので、この分は３月の補正でまた対応したいと思いますけれども、人事院勧告にはこれまでどおり、給与の増減がある場合は、それに従って適切に職員の給与を確保していくということで、その分は交付税措置で対応していくと。それ以外の義務的経費もございますので、そちらはまた財政の状況を見ながら、適切に財政運営を図っていきたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　ご理解いただきたいんですけれども、行政上の需要は年々増大化しているというこの現実の中で、あらゆる産業が人不足時代に入っております。ご承知のとおり、公務員離れということも現実にはあります。ですからそういった時勢の中でしっかりと組織を維持していくためには、人材確保というものはこれからとても重要な課題になっていきますので、人事院勧告にありますように、しっかりと職員の手当てなども確保しながら、職員人材の確保に努めていきたいなと思っておりますので、ぜひそういう部分の中でもご理解賜りますようにお願いいたします。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　まず３点あります。13ページの下のほうです。178人と185人の７名の違いです。それともう１つは、２ページを開けていただけますか。ちょっと詳しいことは分からないので今聞きたいんですけれども、１級、２級、３級は１年目、２年目、３年目かなというふうに予測しています。当たっているかどうか分からないんですけれども、その分と、この１号給から125号給まであるんですけれども、この説明ですね。

　それと最後にもう１点、会計年度任用職員といいますけれども、草刈り部隊がいますよね。10何名ですかね。そのメンバーの皆さんも会計年度任用職員の一部なのか。それと以前からある八重岳の草刈り部隊ですね。その皆さんも一緒なのか。またあれは以前から始まっていますので、別の形で雇われているのかという、この３点をお聞きします。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　14番　具志堅　勉にご説明いたします。

　３点も質問がございました。まず１点目、７名の差でございます。会計年度任用職員の入れ替わりがちょっと激しいものですから、採用される月によって給与の185名、それから賞与関係の178名、７名の差がございますが、６月の賞与の対象にならない方が７名いるというような形になります。

　あと給料表のほうからでございます。１級、２級、３級、職種によって違っております。例えば１級のほうが一般職員、２級、３級のほうが保健師とかそういった特別な技術を持っているのが２級、３級というような形になります。号給のほうが下に下がっていくことによって給料が上がっていきますので、年を重ねることによって上がっていくというような形になります。

　あともう１点、草刈りの方たちであります。八重岳のほうで草を刈っている方たちも会計年度任用職員として、この給料表に基づいての算定となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　この号給に関してもう一度説明をいただきたいんですけれども、これは１年に１回というわけではないですよね。１から125までありますので、125年働く方はいませんので、どのような昇格の仕方なのか、その辺を詳しく説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　14番　具志堅議員に説明いたします。

　号給に関しては、１年に１回昇給というのがございます。１年に１回４号給ずつ上がっていくというような形になっております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第63号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第63号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第２．議案第64号　本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　質疑いたします。

　まず13ページの国保の財政状況及び見通しについてでございます。令和元年から令和11年度までの見通しが表に一覧としてありますが、まず前提として基準外繰入が入っているのがおかしいんじゃないかなというふうに思います。

　もう１点、医療費の抑制、そういった点はここには入っていないのかというのがちょっと気になりますので、説明をお願いいたします。

　もう１点、資産割についてなんですけれども、次の14ページです。改正案として上の赤字のところをずっと見ていきますと、資産割は５年間かけて廃止の方向で進んでいくと。均等割のほうがそれを補う形で年々増額をしていくようなイメージかと思います。もし間違っていれば説明をお願いします。均等割ですね。令和６年度２万4,000円、令和11年度４万9,000円で２万5,000円も上がっていくという試算になっています。２万5,000円も上がったとき、町民のほうには、やはり生活できなくなる町民もいるんじゃないかなと予想していますが、本当にこれでいいのかというところです。今ちょっと急激に段階的に上げているというところだと思うんですけれども、５年間かけて２倍以上も上がるというのは、少し町民のほうの負担が大きいかなというふうに思います。そういったところをもう一度説明をお願いします。

　あとすみません。戻るんですけれども12ページです。本町の方針、下のほうになります。先ほど説明したところだと思いますが、資産割を５年間で段階的に廃止し、令和７年度から令和11年度までの間に資産割の減額分を均等割に振り替えるということが書かれています。県の方針に従って三方式にするということではあると思うんですが、資産割の減額分を均等割に振り替えるというところでちょっと気になっていまして、固定資産を持っている方が、今まで資産割で納めていた健康保険料を、今後固定資産を持っていない町民の方、均等割に段階的に振り替えていくという今の県の三方式という方針にそのまま乗っかっていいのかというのが非常に気になっております。ここも説明をお願いしたいと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　質疑にご説明いたします。

　まず１点目の13ページの国保の財政見通しの中で基準外繰入があるのはおかしいのではないかというご質疑でございますが、こちらに関しては、今回の保険税の見直しとちょっと関連しますが、次の14ページをお開きください。上の表の一番右側に標準保険料というものが令和６年度ございます。この標準保険料というのは、それぞれの市町村が国保の財政運営をするに当たり、これだけの保険税を徴収すれば安定的に財政が運営できるという基準の保険料を県が毎年算出しておりますということで、この保険税率で賦課をすれば財政運営ができるというものとなっております。現在、本部町の方式は四方式でございますが、この標準的な保険税率で課税した場合に比べまして、年間で5,500万円から6,000万円ほど税収は少ない状況となっております。この分につきましては、どうしても単費で補塡するほかありませんので、現在の保険税率の状況では基準外繰入を一般会計から行っていただかないと成り立たないという現状でございます。

　続きまして、こちらの見通しの中で医療費の削減については加味されていないかということでございますが、医療費の対策も保険事業として行っておりますが、なかなか数字として見込めるものではないので、この中には反映しておりません。

　次に14ページの今回の改正案の赤字の部分に関しまして、資産割のほうを令和11年度にかけて毎年11.1％ずつ減らしていく内容となっておりまして、それに係る分を均等割として毎年１人当たり5,000円ずつ増加して、令和11年度には４万9,000円となり、毎年資産割で減少する分を均等割に振り替えていくという内容で間違いございません。

　続いて12ページの本町の方針につきまして、現在、資産割の減額分を均等割に振り替えることにつきまして、さきほど説明いたしました14ページの上の表の一番右側、標準保険料というものがございますが、現在、国の方針としては、令和15年に保険料の都道府県内での統一を図ることを目指しておりまして、恐らく沖縄県においても、それを目標に年限が定められていくものと考えております。そうした場合に令和15年度にもし統一されますと、大体これぐらいの保険料の水準に統一されるという見込みとなります。この料は毎年改定がありまいて、医療費が増えればこれよりもさらに増える可能性はありますが、大体これぐらいの税率で都道府県内同じ税率で賦課されるということになります。本町としましては、それに向けて取組をする必要があると考えておりまして、例えば、今回改正を行わずに県内の保険税が統一されるときまで据え置くとしますと、一気にこの税率の資産割がいきなりゼロになりまして、均等割が標準的な５万4,000円あたりになる。そういった場合にとても税額の振れ幅が大きくなりまして、被保険者の税負担がかなり一気に増えてしまうというおそれがありましたので、県の方針に沿いまして、まずは四方式から三方式への変更を今回提案しております。こちらで三方式に変更した後、令和11年度の税率につきましても、まだ標準保険料との差がありますので、令和12年度以降につきましては、またさらにその税率に近づけていくように改正をする必要があるかなと思っております。その際には、現在、本町では所得割につきましては、標準保険料よりも高い税率を課しておりますので、所得割については引き下げるような改正になるかと思われます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　14ページの下の軽減区分のところがありますよね。そこのところを説明していただきたいんですけれども、軽減はどういった世帯が対象なのか、それぞれ２割、５割、７割、軽減なしというふうにあると思いますので、そこの説明をいただきたいのと、今の説明からすると、令和12年度以降、さらに国保は上がる可能性もあるという認識でよろしいのかというのも説明をいただきたいというところと、あと社会保険を加入している会社員の方もいらっしゃるかと思うんですけれども、国保とはまた別になるかと思うんですけれども、そことの整合性という面では、社会保険も上がっていくのかというのも、県の方針の三方式に全体で合わせるという流れなのかなと思いますので、そこもちょっと説明をお願いしたいと思います。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　ご説明いたします。

　14ページの下の表です。参考として改正後の均等割の金額のほうを区分ごとに載せております。軽減なしは、もちろんそのままの保険料の課税になっております。本町の条例によりまして、所得の金額に応じまして保険税のほうの軽減割合、７割軽減する世帯、５割軽減する世帯、２割軽減する世帯というのを定めております。こちらの世帯につきましては、表の一番右側に本町の世帯区分に該当する割合を載せておりますが、半分近くが７割軽減を受けていらっしゃる世帯、所得の低い世帯の方になっております。この７割軽減を受けている世帯につきましては、現在、均等割7,200円が賦課されておりますが、５年後の令和11年度には１万4,700円になるという形になっております。

　それと社会保険との関連でございますが、社会保険につきましては、事業者が保険税の半額を負担しており、加入者はその半分を払っております。国保税につきましては、全額被保険者が払っておりますので、単純にいいますと、大体社会保険の２倍の保険料の金額となっており、今回、保険税の見直しが進むに当たりまして、社会保険料が変わるとか影響を受けるということはございません。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前10時28分）

　再開します。 再　開（午前10時31分）

　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　最後にお聞きしたのは、資産割を段階的に廃止して、令和11年度までの間に資産割の減額分を均等割に振り替えると。そうすると今まで資産割を支払っていた方は国保税が安くなって、資産割を払っていなかった世帯は増えるという認識でいいのか。そうだった場合、資産を持っていない町民の方に、どのように説明をしたらいいんですか。固定資産を持っている方の資産割が段階的に廃止されると。それを均等割で補いましょうという県の三方式に移行するということは、固定資産を持っていない方が今後増えていくと。５年後には２倍の国保税を払うということだと思いますけれども、これを受けて町民の方にどう説明をすればいいのか、担当課はどうお考えなのか。町長でもよろしいです。どのように考えているのか。今の国保の現状も分かります。赤字分を均等割でというのは何となく分かるんですけれども、資産割を均等割で補っていくというのは、ここは説明が全く理解できないんですけれども、説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　ご説明いたします。

　議員おっしゃるとおり、今回、資産割を廃止するに当たりまして、それで減少する分の保険税を均等割で補うという形で今回の改正案を提案させていただいております。こちらは資産割というものがどうしても今後廃止になる流れとなっておりますので、本町としましては、今標準的な保険税率との差額が一番あるのが均等割となっております。なので、その標準保険税に近づけていくために、今回は均等割のほうに振り替えさせていただきたいということで案を出しております。住民の説明についても、今後の保険税の見通しを、どういう方式で算定されるのかというのを説明して、こういう改正の内容となっておりますということを十分に説明していきたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　すみません。特別に許可をいただきまして４回目の質疑をいたします。

　最後にお聞きしたいのは、資産割の廃止をして、今段階的に廃止をするというところだと思いますけれども、令和11年度までこういった形で２倍近くの保険税が増えていくということに対して、町長からも見解を伺いたいと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　確かに資産を持っていない皆さんに、より多くの負担がかかるといったようなこともございます。だがしかし、一方には水面下でずっとその問題をくすぶっていることがございます。資産を持っている皆さんについては、固定資産税が課せられます。ついては、そういう側面のほうから資産を持っている皆さんからは、二重課税じゃないだろうかといったような、そういった課題もずっと社会的な課題として、その背景にあるというようなこともございます。そういう時代背景があって、全市町村含めて、県のほうで三方式にすり替わっていくというような背景がございますので、ですから、その辺は県の方向と方針に従いながら展開せざるを得ないなというように考えているところでございます。なお、平成30年からだったと思うんですけれども、財政の会計運営主体が市町村から県のほうに移り変わっていくといったような、この一つの流れの中でのことでございます。たしか令和６年に標準化して一本化するといったようなことでしたけれども、それもなかなか全市町村の足並みがそろわなくて、そして実際に全市町村が一本化して足並みがそろうのも、まだ明示されていないような状況にもございますけれども、いずれにせよ、県の方針に従って対応していかなければいけない。そして一遍に上がったら困りますから、ですからより時間をかけながら対応していくといったような今回の考え方というようなことで改正をしたいということでございます。いずれにせよ、本町だけではなく、既に先行しているところもありますけれども、県全体として三方式に一本化されるというような、その流れに従っていくというようなこと。そしてあと基準外繰入についても、一定程度は対応しながらより負担額の軽減、そういう部分からの負担額の軽減をまた考えながら、引き続き基準外も入れながら対応していきたいと、このように考えております。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　３点お願いします。

　まず初めに１点目です。本部町全体に対する国保加入者のパーセンテージです。以前は36％ほどと記憶しておりますが、変わっているかどうかです。

　それともう１点、標準保険料に近づけるように、５年かけて5,000円ずつ上げていくということなんですが、世帯数によっては2,000世帯でしたら、約1,000万円ぐらい増える形になるんです。私の試算です。それを考えると基準外繰入金、令和６年度以降5,000万円と立て続けになっていますが、1,000万円ずつ減るんじゃないかというふうに私の試算ではそうなっていますが、その説明を求めます。

　それともう１点は、令和２年度までは赤字にはなっていなくて、その後２年間は繰越金を利用して基準外繰入はゼロということなんですが、これまで赤字にならなかった理由ですね。病院にかからなかった方が多かったのか、それとも社会保険に移った方が多かったのかとかいろいろあると思うんですが、この３点の説明を求めます。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　ご説明いたします。

　まず１点目の国保の加入の割合でございますが、現在は、社会保険に加入する方が年々増えておりますので、大体今は30％程度となっております。

　２番目の均等割が増えることに伴って毎年1,000万円ずつ税収は増えるのではないかというご質疑でございますが、今回、資産割を廃止するに当たりまして、資産割で賦課されている保険税が、大体年間で4,000万円ございます。こちらの4,000万円分をそのまま均等割に割り振っておりますので、税収としての増減はない見込みでございます。

　13ページの基準外繰入金が1,000万円ほど減るのではないかというご質疑でございますが、こちらは本町が賦課すべき標準保険税率と現在の標準保険税率との差額が大体5,500万円ほどございますので、その分はどうしても基準外の繰入になるために、一応5,000万円ということで今見込んでおります。保険税収としては増える見込みは立てておりませんので、この金額はそのまま同じ5,000万円となっております。

　それと令和４年度まで赤字ではない理由ということでございますが、以前、国保特会のほうで累積赤字が大量にございました。その際に一般会計から多額の繰入金を行っていただきまして、それの残額のほうに繰越金としてございました。その繰越金がございましたので、令和４年度まではその繰越金を赤字部分に充当することによって、赤字を回避できていた現状でございます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第64号　本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第64号　本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第３．議案第65号　本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第65号　本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第65号　本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第４．議案第66号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　２、３点質疑をいたします。

　このファームポンドが完成したら、水量はどれぐらい貯めておくことができるのか。それからこの前説明があったんですけれども、この具志堅のウフガーから水をくみ上げて上のほうに持っていくということですけれども、この維持管理の分担金とか、受益者負担になると思うんですけれども、この辺は総額の予算と、それから個々の受益者の負担はどれぐらいなのか伺います。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　まずファームポンドの貯水容量に関してですけれども、現在、計画で700トンということになっております。以上です。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　８番　具志堅議員にご説明いたします。

　分担金についてでありますが、これは施設が終わった際に給水栓に係る費用の一部を負担していただく形になります。大体10万円弱になるのかという試算をしております。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　それと、このファームポンドからの配水の地域は具志堅地区だけなのか、それからほかの地区にも供給することは可能なのか。

　それと一番の水の需要期にこの700トンで満たせるのか、この見通しについて伺います。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　700トンの水に関してですけれども、地区外にも配水は可能かということなんですけれども、現在、計画の段階で需要面積、需要の戸数等も加味して設計されておりますので、現在の需要戸数を大幅に超えるような配水は厳しいかと思われます。

　あと700トンの水で足りるかということなんですけれども、農林土木事業で農業基盤整備促進事業というんですけれども、この事業の中の考え方として、かんがいというのは水をかけることをかんがいと言うんですけれども、これに関しまして、考え方としては、受益農家が全員一遍にかけるという考えではなくて、ローテーションかんがいと言いまして、地区ごとに例えば今回の場所でいうと４か所ですかね。４地区に分けて今日はここの地区の皆さん、明日はここの皆さんというふうに、エリアを分けてかんがいしますので、今回の700トンの容量で受益戸数に必要な水量は満たすという設計を行っております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。７番　伊良波　勤議員。

○　７番　伊良波　勤　課長、質疑するつもりはなかったんですけれども、先ほど具志堅議員からの質疑の中で受益者負担はどれぐらいかというところで、おおよそ10万円ぐらいと。当初これまで協議してきた中よりも、ちょっと料金が上がっているなと。これは当然、また受益者にも説明しないといけないんですけれども、私は個人的に上がっている感覚なので、その説明を求めたいなと思っています。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　現在、いろいろ資材代、人件費等が高騰しておりますので、若干上がって10万円弱じゃないかということで、その範囲に収まるように我々もいろいろ考えていきたいと思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　７番　伊良波　勤議員。

○　７番　伊良波　勤　これまでいろいろ町内でも、この農業用水の整備をしてきたと思うんですけれども、たしか記憶では新里区も何か積立てみたいな方式でやったと思うんですけれども、早速年明けにもちょっと上げると、やっぱり負担というのはかなり大きく感じますので、また利用者を集めてそういう話を提案してもいいのかなというふうに思いますので、またちょっと尽力いただけないかなと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　７番　具志堅議員にご説明いたします。

　また我々のほうでも地域のほうに入って行きながら、令和８年度、最終年度がありますので、それに向けてしっかり積立てのほうをお願いしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　先ほど分担金に10万円とありましたけれども、この使用料はどうするんですか。毎月に払うんですか、それとも年間で払うんですか。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　８番　具志堅議員にご説明いたします。

　使用料につきましては、具志堅の土地利用組合で、その規約の中でどういった野菜を植えたら幾らというものがありますので、そういった中で通常の維持管理については使用料を徴収している状況にあります。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第66号　工事請負契約の締結についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第66号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

　日程第５．議案第67号　動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　昨日、具志堅　勉議員から資料請求があった、田空ハーソー公園の資料が手元にありますけれども、この資料の中で今回の事業計画は、この資料の中のどこにあるのか。それからここに工程表がありますけれども、この工程表をもう少し詳しく説明していただけたらと思います。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　８番　具志堅議員にご説明いたします。

　今日お配りしている資料の青い冊子をご覧ください。この冊子は国の推進費を使って作ったものであります。ハーソー公園の利活用をいかに今後促進していくかというものを町のほうで定めております。その中で７ページをご覧ください。これは６ページから続いておりますが、町の最上位計画であります第４次本部町総合計画、こちらの抜粋になっています。その中で７ページの上のほうです。本部町のまちづくりの基本目標、その中で、活力と魅力が融和する元気なまちづくりが挙げられています。その中の１番目です。農林水産業の高付加価値化、そういったものを町はうたっております。その次のページをご覧ください。８ページになります。その中で農林水産業の高付加価値化とは何かというところがありますが、４の表の上の①田園空間の利活用ということで、農家の景観の保全に努めながら、田園空間整備事業で整備した利活用を推進しましょうということで下のほうにありますが、特産品の開発・研究促進ということで、アセローラ、シークヮーサー、そういったものを生かした健康食品の開発など、収益性の高い加工品を作っていこう、そういったものもあります。その下の表、10、観光漁業の推進の②のほうで、加工品の研究・開発・販路拡大ということで、本部町にはご存じのように、シークヮーサー、タンカン、アセローラ、パインがありますので、そういったものをしっかり加工品に付加価値をつけて販売していこうということで、今回この推進費を活用しまして、田空ハーソー公園内に備品を購入するということで、今回この議案を提案させているところであります。

　あと工程表につきましては、今日お配りしている資料のほうにありますが、本来これは事業の当初の段階で計画していたものでありまして、令和６年度につきましては、施設の改修ですね。中のほうで加工場を改修いたしますので、改修の工事をやりますよという当初のものです。あとは駐車場の問題もありますので、駐車場を整備しましょう。あとはそれに伴う備品購入業務を行いますということで、８月から当初の計画は組んでおりましたが、いろいろ調整する中で現在に至っている段階であります。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　じゃあこれは田空公園機能強化事業の一環の事業であるということで理解しますけれども、今回のシンクとかそういう加工施設を整備することによって、本町の農産物の加工、それから研究・開発ということですが、この施設は本棟の奥のほうの左側に造るということですが、この施設を実際に運営するのはバイオマス事業組合ということですけれども、その事業組合はそういう加工施設とか食品の加工とか、この事業者の営業品目の中に入っていますか。定款の中に。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　８番　具志堅議員にご説明いたします。

　現在、ハーソー公園につきましては、バイオマス事業協同組合に指定管理を委託しております。そのバイオマス事業協同組合の関連企業の中に、もとぷらすという農業生産法人がございます。皆さんご存じだと思いますが、もとぷらすのほうでパッションとかパインとか、山羊、そういったものを生産しておりまして、そういうノウハウがあります。そういったものを利活用しながら、どうしても地域一丸となっていろんな事業者と連携しながら盛り上げていきたいということで、そういうノウハウを持っておりますので、特に問題はございません。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　３、４点ほど伺いたいと思います。

　改めて、今回のこの動産の買入れの目的ですね。以前にこのような作業をしたら不便を感じた。新しい機械や物や道具を購入して進めていきたいという方向なのか、それからこの機械を導入したときに、どのような取組でどの方向性で進めていく。それとその入っている業者以外は使えないのかということも含めて。それと今回の動産買入れに当たって、当局の提案なのか、それとも指定管理者からの提案なのか。

　最後にもう１点、指定管理を受けている会社と関連会社なんですけれども、そういう会社なんですが、この動産買入れでも可能かどうか、この４点をお伺いします。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　14番　具志堅議員にご説明いたします。

　まず一番初めの目的でありますが、最初に申し上げたとおり、町の総合計画の中で、いかに産業を盛り上げていくか。そのためには高付加価値があるものを作らないといけないというものがあります。今本町としても、特に若手農家がゴールドバレルとか、そういった熱帯果樹を作ってＰＲしておりますが、どうしても青果で出せないようなものが出できます。そういったものは加工に回して、いかにロスを減らすか、また農家所得を上げるかという課題もありまして、それを解決するためには加工場が必要であるということで、今回この事業を入れているところであります。事業の方向性につきましては、町内の農産物、先ほどと重複しますが、付加価値をつけて販売していきたいという方向性がありまして、今現在、記念公園とも連携して観光客にＰＲしていこうとか、そういう取組もやっています。町外に行って販促をかけたりとか、そういった形のこともやっています。この事業提案につきましては、先ほど申し上げたとおり、高付加価値、そういったものを作っていかないといけないというものがありますので、その中でどこが１番ベストなのかと考えたときに、田空ハーソー公園であるという町の方針があって、今回こういう事業をやっているところであります。あと仕様につきましては、これは町内の農産物を広くここで加工していくということがありますので、どなたが作ったものでも使えます。そういうことであります。以上です。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　物品の買入れに関しまして、入札に関しまして、指名審査委員会の事務局である建設課のほうから説明いたします。

　今回の動産の買入れ契約について、契約の相手方がバイオマス協同組合の構成員であるということがありますけれども、これは指名審査委員会の中でも議論しまして、逆に指定管理者の指定管理団体の構成員であるものを理由に、指名競争入札から排除する理由がないと。公正な入札執行、公平な入札参加という観点からすると、ここで排除する理由にはならないということで、指名競争入札の中の指名業者に入っております。そういう観点から私たちも今回の入札に関しましては、特に問題はないのかというふうに考えております。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　すみません。再度、14番　具志堅議員にご説明いたします。

　これは町からの提案であります。必要であるということでやっています。以上です。

○　議長　松川秀清　14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　大体質疑したものに対してお答えしていただきました。その動産の買入れの中で、先ほど来、果物に関してのことをおっしゃっていますが、その動産を買入れするに当たって、例えば魚介類ですね、海産物とか肉類とか、ほかのものもそこで加工してどうのこうできるのか、その辺も踏まえて説明求めます。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　14番　具志堅議員にご説明いたします。

　今回の事業は、農林水産業を広く捉えていますので、お肉も魚介類もそういったものも可能であります。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。12番　座間味栄純議員。

○　12番　座間味栄純　今回、ハーソー公園を含めて町内には指定管理を受けている施設が何か所かあると思うんですが、その指定管理を受ける際に、この指定管理を受ける側が施設を使用するための負担金はあるのかないのか、ちょっと確認したいと思います。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監。

○　住民生活統括監　仲宗根　章　ご説明いたします。

　指定管理にはいろんな指定管理先がございます。従来だと行政が運営すべき公の施設に関しまして法制度がありまして、民間のノウハウを活用ということで、本町も積極的に公の施設を指定管理に回しているところではございますが、本来だと行政が運営すべき施設ですので、基本は指定管理側が負担するものはないというふうに位置づけておりますが、ただケースによっては指定管理側が独占して使うとか、公の施設なので皆さんが使えるようになりますけれども、独占して使う部分があるのかないのか等で変わってくる部分があると思いますけれども、基本的には負担が生じないような指定管理の方法を採用しています。以上です。

○　議長　松川秀清　12番　座間味栄純議員。

○　12番　座間味栄純　了解しました。

　今回、このハーソー公園はこれまでかなりの予算も投じ、そしてこれからもいろんな事業が組まれているということで、すばらしい施設になるだろうというふうに期待しています。一方で、これだけの面積の維持管理もかなりかかってくるのかなというふうな心配もする部分もありますけれども、その辺を含めて、町内にはほかに大きく分けて、北側の入り口がハーソー公園だと思っています。そして東側の入り口がみかんの里の施設があります。そして南口からすれば、かりゆし市場ということになっています。この３か所が大きな観光施設として本部町としての入り口側の施設になると思っていますので、今後はバランスよくこの３か所をうまく支援しながら、その３か所からどうしても本部町に人は集まって来ますので、その３か所をバランスよく支援していただきたいという思いがありますので、その辺に関しての見解を伺いたいと思います。

○　議長　松川秀清　産業振興統括監。

○　産業振興統括監　並里　力　ご説明させていただきます。

　今あったとおり、本部町内に加工場を増やすということ、いろんなことができます。本事業については、本町の一次産業である葉野菜、果物、先ほど答弁で魚介類、肉とかあったんですが、生産物を加工し、商品化するための業務となっております。具体的に申し上げますと、昨日答弁がありましたとおり、小ロットの農家からの農産物やＢ級品など、市場に出せない産物を買取りし、加工し、付加価値をつけて町内で販売につなげるということです。それにより農家の手取りも幾らか上がりますし、そしてこれまで破棄していた産物の活用にもつながります。出口戦略としましては、先ほどもあったように、かりゆし市場や海洋博公園などに販売につなげ、そして観光客へ購入していただく仕組みをつくりたいと思っておりますので、今までにない高付加価値の循環型産業につながり、町の発展につながると思います。しっかりこの３か所をつなげ、季節によりその産物をどう取り扱うのかというのをしっかり検討していきたいと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　12番　座間味栄純議員。

○　12番　座間味栄純　今回、このハーソー公園の機材は、かなり充実した施設ができるということで、本部町の産業を考えた場合、今シークヮーサーが年間で大体原料が四、五百トンぐらいあります。その加工の半分は搾汁した後の残渣が出ますので、その残渣の生かし方も、この立派な施設ができたらそこで生かしてほしいという感じがしていますので、ぜひこの辺は協力的に取り組んでいただきたいなと思っています。

　それと先ほど説明があった指定管理の負担は基本的にはないということでありますが、現在、みかん里は駐車場もみかんの里が今負担している状況もありますので、その辺も今買取りの準備をしているということも聞いていますので、その辺も確実に進めていただきたいなと思っていますので、その件に関してよろしくお願いします。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　12番　座間味議員にご説明いたします。

　みかんの里につきましても、駐車場を町はみかんの里の附帯施設として取得しないといけないと考えておりますので、次年度、しっかりまた検討していきたいと思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　産業振興統括監。

○　産業振興統括監　並里　力　失礼いたしました。残渣についてもしっかり今後活用するように各事業者と検討してまいりたいと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　最後にあと１点、今の指定管理者は、これまで令和２年から令和６年度まで、運営委託料と修繕費で7,000万円、それと事業費で４億7,000万円、トータル５億4,000万円かけています。そのほか私の概算で、単費で約8,000万円が事業費で出ておりまして、運営委託料と修繕費を合わせますと１億5,000万円が単費で出ていると思います。そういう中で私が言いたいのは、この５年間でやってきた中で、そのぐらいかけてきて徐々によくなっている。子供たちも参加してキャンプもやったりとか、この成果ですね。それと次年度以降、ジャングリアも開設して、そこから通る客も増えると見込まれると思いますので、その辺も踏まえて成果と方向性を最後にお伺いしたいと思います。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　14番　具志堅議員にご説明いたします。

　成果につきましては、議員ご存じのとおり、近年、さきのコロナ禍ということで、我々としましては外で遊び学んでほしいという施設を造っておりましたが、お客さんを呼べないような状況でした。それで主な成果というものは出ていないんですが、それを今後改善するために、我々は国に推進費を要求して、緊急的にてこ入れしないといけないということで今回やっておりますので、この推進費が令和８年度まで続きます。その中でしっかり我々は基盤をつくって、今駐車場の整備をしたりとか、中を改修したりとかしていますので、今後もどんどんジャングリアとも連携しながら広くお客様を集めて活性化していきたいということで考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　今後の方向性について、私のほうからも説明いたしますけれども、基本的に沖縄県については、特に北部地域、本部町、シークヮーサーも先ほどいろいろあります。パイナップルもあります。グアバもあります。パッションフルーツもあります。いろんな産物がありますけれども、それをそのままで出荷すると、その付加価値部分というものがよそに持って行かれるというようなことでございます。地元のほうで付加価値をつけるというようなことで、シークヮーサーの捨てている残渣を加工することによって、恐らく農家の手取りも高くなりますし、その加工部分の付加価値をつける部分の中での雇用も生まれますし、加工の分野から見た、いわゆる付加価値といったようなことについては、地域の経済力を成長させる。地域の自立経済を本当の意味で確立するといった意味で、相当大きな可能性も見えた分野だと、このように思っております。今、教育民泊のほうに、今年１万8,000人ほどの県外の子供たちが来ております。ハーソー公園にこの施設を造って、体験型の観光をつくり上げるとか、いわゆる観光ともリンクしながら、今回の加工施設を活用する方法を行政も含めて、議員各位のほうも含めて、みんなでこういったものを構築していくと。そしてそれがいわゆる地域の経済の自立化に本気でもってつなげていくというような取組ができればいいなと思っておりますので、そういう取組に対しまして、また行政のサイドからも指定管理者をバックアップしていきたいし、また地域の皆さんにも、その場所の活用を積極的に展開しながら、この金をかけた財政投入をした施設設備、フィールドをみんなで活用していきたいというようなことでございますので、そういう視点の中からのご理解を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　ありがとうございます。今担当課長も町長も前向きな姿勢で、ジャングリアとの関わりも大事ですし、民泊事業も非常に大事だと。今日も子供たち七、八名が朝一に歩いている様子を伺ったんですけれども、そういう皆さんが例えば文化交流センターに自転車を50台置いて、あそこまで運動させながら散策しながら行かせて、あちらで一旦モーニングを食べたりとか、またこの自転車が帰る頃に次の１組を入れるとか、入れ替わり立ち替わりして皆さんが潤うように、指定管理者も潤うように、町にも挙句の果てに予算が潤って、また基金として入ってくるような施策も考えてほしいです。担当課長、いかがですか。

○　議長　松川秀清　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　14番　具志堅議員にご説明いたします。

　我々としても、しっかり指定管理者をバックアップしながら、そこで地域も潤って、もちろん地域の農家にも経済効果があって、それがまた町にも跳ね返ってくるような、そういうことで考えておりますので、みんなでいいアイデアを出してやっていきたいと思っています。ありがとうございました。

○　議長　松川秀清　副町長。

○　副町長　上原正史　ちょっと補足説明していきたいと思います。

　昨年度、本部町具志堅地区田園空間施設利用活用検討プロジェクトチームということで、長ったらしい名前なんですけれども、一応庁舎内で発足して、私中心に、あとサブリーダーで産業振興統括監を含めて、関係する課長の皆さんがチーム員となって設置されております。それをうまく活用しながら、先ほど議員からおっしゃったような、いろいろな活用方法があるかと思いますが、その辺を検討して、より一層活用できるような施設としていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

　討論がありますので、まずは反対の討論をお願いします。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　理由は、この事業計画、当初から何年もかけて計画されている割には、何かずさんな感じがするんです。まず第一の理由として、この加工施設を造る、そして観光型の施設を造るということですけれども、この商品がどういう商品なのかもはっきりしていない。それから観光施設としての入客数がどれぐらいなのかも、この事業計画に全くない。ですからこういうずさんな計画だと私には見えるんです。この事業をするに当たっての先進地事例地等も見学、研修してきたはずですけれども、その辺の説明も全くないということで、この事業計画には反対します。

○　議長　松川秀清　ほかに討論ありますか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第67号　動産の買入れ契約の締結についてを採決します。

　この採決は起立によって行います。

　議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

　起立多数です。したがって議案第67号　動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決されました。

　休憩します。 休　憩（午前11時27分）

　再開します。 再　開（午前11時40分）

　日程第６．議案第68号　財産の無償譲渡についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第68号　財産の無償譲渡についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第68号　財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

　日程第７．議案第69号　町道の路線変更についてから、日程第９．議案第71号　町道の路線認定については一括議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。10番　崎浜秀昭議員。

○　10番　崎浜秀昭　議案第71号　町道の路線認定についてということですが、質疑いたします。

　町道崎本部石川線の路線認定ということですが、この路線ですが、道路整備の計画があるのですが、いつ頃整備が着工されるのでしょうか。大体予想できましたらお願いします。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　町道崎本部石川線道路事業に関しましてご説明いたします。現在、計画の段階なんですけれども、国庫補助事業を活用しまして事業を行いたいと考えております。計画としましては、令和７年度から着手いたしまして、令和７年度は調査・測量設計と用地測量を実施する予定で、来年度着手ということになっております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第69号　町道の路線変更についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第69号　町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

　続いて、議案第70号　町道の路線認定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第70号　町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

　続いて、議案第71号　町道の路線認定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第71号　町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

　休憩します。 休　憩（午前11時43分）

　再開します。 再　開（午前11時47分）

　日程第10．議案第72号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　２点質疑いたします。

　まず歳入のところで、財政調整基金の取崩金2,464万1,000円あります。その使い道の説明をお願いします。

　もう１点、Ａ３の資料の歳出のところから、保育士確保対策強化事業から保育士正規雇用化促進事業、あと保育補助者雇上強化事業、それぞれ減額となっているかと思います。その内容として、保育士の確保ができずというところがあるのかなと思いますが、まずは説明をお願いしたいのと、この２点をお願いします。

○　議長　松川秀清　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　保育士確保等のご質疑がありましたので、ご説明いたします。

　今回、保育士確保等の４事業におきましては、令和６年度当初、その事業を活用したいという保育園がございました。実際、確保をするに当たっては、ハローワーク等いろいろ活用し、人伝え等も活用しながら確保に至ったんですが、どの事業とも確保に至らなかったというところがあります。ただ１園に関しては、満額減額ではないのですが、できた事業もあります。もう一つ、正規雇用のほうでも補助要件の中で、前年度の保育士の数が上回ることが条件となっておりまして、年度当初、１名確保できたんですが、４月に退職者が出たということで、この事業を活用できなかったという事業がございます。以上です。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　山川議員に説明いたします。

　財政調整基金2,461万円の歳入でありますが、３ページの地方交付税の1,200万円に充てる部分と、あとは単費の持ち出し分がこの予算から充てられることになっております。以上です。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前11時50分）

　再開します。 再　開（午前11時52分）

　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　それでは保育士確保について１点だけ。保育士確保対策強化事業については、ハローワークなど通して求人をしていたということなんですけれども、例年、保育士の確保が難しくなっているところだと思います。この事業を見ていくと、年休の取得ですとか、休憩の取得というところが内容のほうに書かれているところだと思います。保育士の確保ができた後、採用が決まった後の処遇改善のところで、厚く事業を展開しているところだと思いますが、まずそもそも、保育士の確保がほかの市町村との競争になっていて、保育士確保が難しい中で、今までどおりの事業をしていくと、いずれ保育士確保は難しくなるんじゃないかという懸念を、以前から一般質問を通してさせていただいております。一点、その先のやはり求人の部分ですとか、保育士を確保するに当たって何らかの対策。例えば、ほかの市町村では、保育士の説明会というんですか、町内の保育園を回ってもらうというツアーとかも待機児童のある市町村なんですけれども、されていると。県が主体となってやっているのかもしれないんですけれども、やはり本町としても独自でそういった取組をして、この事業は今減額という形ですけれども、しっかりと使えるように保育士の確保に向けてやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、改めて一般質問でも行いましたが、提案をさせていただきます。以上です。

○　議長　松川秀清　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　ご説明いたします。

　こういう活用できる事業はありますので、せっかくのものを活用して、しっかりと確保に結びつけたいなと担当課としても思っております。ですので、やはり現場での困り感というのも、園長会等も踏まえて、行政のほうで誘導しながら一緒になってできる方策を今後検討していきたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。10番　崎浜秀昭議員。

○　10番　崎浜秀昭　それでは議案第72号の参考資料から質疑いたします。

　歳出のほうの一番最後、９番、障害者福祉費ということで867万円計上されております。福祉関係は国庫負担金じゃないかと思うんですが、それが単費になっているということの説明と、あとこの内訳の内容、自立支援協議会の費用弁償、それと障害者関連事業というのは、どういったものなのか説明を求めます。

○　議長　松川秀清　福祉課長。

○　福祉課長　渡久地政克　ご説明いたします。

　まず自立支援協議会の費用弁償ということでありますが、すみません。こちらのほうは当初、予算の確保がされていなかったということで8,000円の費用弁償のほうを補正させていただいています。あと歳出の明細書、25ページのほうを開いていただきたいのですが、障害者関連事業の返還金というふうにあります。こちらのほうに、それぞれ障害者医療費国保負担金返還金のほうで324万7,000円、障害厚生医療と育成医療等でそれぞれ項目が載っております。これは令和５年度の実績に伴う返還金という形になります。この関連事業というのが、この返還の中の項目にはなっていません。更生医療であったり、育成医療、それをまとめて関連事業としてやっております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　先ほど山川議員の質疑と関連するんですけれども、この保育士の確保に対して、各市町村の制度の違いがあって、待機児童が解消したところに対する補助の在り方と、まだ解消していない自治体に対する制度がまちまちという話を聞くんですけれども、その辺の違いによって、保育士さんが制度上、自分に有利なところには行くけれども、それが自分の働き方とか、そういう面に対してマイナス面には行かないというような、各自治体の制度上の違いがあるということなんですけれども、本町として、この辺はどういうふうになっているのかお伺いしたいんですけれども。

○　議長　松川秀清　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　ご説明いたします。

　保育士の採用、こういったもろもろの事業があるんですが、事業は国が出している事業に沿って活用に当たっているところもあります。保育士の確保に当たっては、それぞれの法人の園の運営ですね。どのような保育をするかというところのカラーと言いましょうか、それぞれありますので、そこでそういう保育士はどの園で働きたいというもので判断されるものと思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　保育園の運営の仕方によって選ぶ場合もあるし、自治体の制度を活用して保育士を確保する場合です。私が言っているのは。その自治体ごとに国の補助事業は使えない自治体と使えない自治体が、待機児童の数によって違うという面があって、どうしても待機児童が多いところはその制度は使えるけれども、解消したところは使えなくなるような制度上、利用できる自治体と利用できない自治体があるという話を聞きます。この辺はどうですか。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午後０時01分）

　再開します。 再　開（午後０時02分）

　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　ご説明いたします。

　議員がおっしゃるとおり、待機児童のありとなしでは、補助のメニューが変わるそうでありますが、今本町としては、待機児童はございません。ただ提供できる事業は、全ての園のほうには要綱と要領も提供しておりますので、それを活用していただくということであります。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　自治体ごとによって制度が利用できない自治体、利用できる自治体がありますので、北部12市町村で保育士の安定的な確保という面から、各自治体の待機児童があるなしに関わらず、できるようなシステムをつくらないと、いつまでたっても保育士を確保できない自治体が、これからますます増えてくると思うんですけれども、その辺、町長はどういうふうに考えていますか。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　基本的には国全体として保育園の働き方、保育士サイドの働き方改革というものの制度の仕組みをしっかり考えないといけないというような思いがします。どの分野も今は人不足時代でございますので、そういう観点からいたしますと、どちらかと言えば、労働的にも精神的にもとてもきつい思いをしているといったようなことがあろうかと思っております。そういった意味合いの中で、それがマイナススパイラルにならないように処遇の改善、そして働き方についての改善等を、まずしっかり考えるのが根本的な解決方法だろうと思っております。ですので、子ども・子育てというものを抽象論の中で重要性というものをうたうけれども、議員おっしゃるように、具体論の中で、どう政策を展開するのかというような課題があろうかと思っておりますので、根本的にはそういったことで保育所分野の人材の確保について、県段階、国段階でも考えていただければなと思うところでございますけれども、全体の枠組み、分捕り合戦というお話ではなくて、そういう根本的な解決策が必要だろうと思っております。おっしゃるように、我がほうとしては、また精査しなければいけないですけれども、よその地域に負けないように、どのような形の制度仕組みをこれから有効に考えるのかというような課題がありますので、その辺はしっかり、今はなんとかなっておりますけれども、先ほどもありますように、将来的には懸念される部分がありますので、新しい制度仕組みというものを考えるべきかなと考えるところでございます。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。12番　座間味栄純議員。

○　12番　座間味栄純　ちょっと確認したいと思います。

　農道の災害復旧なんですが、伊豆味地区２件、クカルビ農道は、前年に終わった事業と今年また１か所ありますよね。その１か所とあと幹線は伊豆味の小中学校裏の南側なのかなという確認です。その県補助金の本部町の負担額は何％なのか聞きたいと思います。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　災害復旧事業に関しましてですけれども、クカルビ農道と伊豆味幹線農道の場所につきましては、クカルビ農道は、昨年度復旧工事が完了したところから、さらにちょっと上側というか奥に入ったところに新たに被災したところがありますので、そこの箇所となっております。伊豆味幹線農道につきましても、議員おっしゃったとおり、小中学校の裏手のほうの農道の土砂崩壊した箇所の復旧工事になっております。県補助金80％ということになっておりますが……。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午後０時08分）

　再開します。 再　開（午後０時09分）

　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　失礼しました。補助率に関しましては、ここに今記載しているのは県補助金ということになっておりますけれども、国庫からの関節補助になっておりまして、県を経由して入るということになりまして、県からの補助率は80％ということになっていますけれども、全体の補助率に関しましては、これから増高申請という、さらに補助率を上げる申請等を行って、それが採択されれば98.5％ということになりますので、町の負担率は1.5％ということになります。以上です。

○　議長　松川秀清　12番　座間味栄純議員。

○　12番　座間味栄純　この災害地域は、昨日、山川議員の一般質問にもありましたけれども、やっぱり大雨が降った場合、どうしても中山間地域、伊豆味を中心とした並里の山間地はほとんど崩れが多いということで、この地域辺りに仮置き場をやっぱり確保していく必要があると思っていますので、その辺も検討していただきたいなと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　３点伺いたいと思います。

　参考資料からです。今回、本部高校に基金取崩して400万円を入れていると思うんですが、その理由と、あと固定資産税も4,200万円余り増ということで、この要因も教えてください。

　あと、ふるさと納税の歳出で3,600万円余り上がってきているんですが、トータルどの程度、ふるさと納税で入っているのか伺います。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　喜納政国　ご説明いたします。

　まず、企業版ふるさと納税の基金取崩しなんですけれども、寄附者の方からの意向で、本部高校の支援に使ってほしいということがございましたので、それで基金から取崩しということになっております。

　もう１点、ふるさと納税の増額です。歳入のほうに7,200万円増額を出させていただいております。これにつきましては、今年度の実績ですね。令和６年４月から10月までの実績と、過去３年間、令和２年度から令和４年度の同期間の平均と比べまして、増加率が約150％となっております。それを基に積算した金額となっております。あと歳出につきましては、この7,200万円増えた分、必要経費の約半分が経費となっておりますので、返礼品とか事務手数料とか、そういったものの金額となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　住民課長。

○　住民課長　大城尚子　ご説明いたします。

　固定資産税の増の要因としまして、令和６年度が評価見直し年となっておりましたので、土地の分が全体的に上がっていることと、家屋については、大型商業施設の県の評価分が確定したことによる増がございます。償却資産については、前年実績を基に当初予算を計上しておりましたが、想定よりも新規償却資産のほうが少なく、減価償却分が大きくなったことが減の要因と考えております。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監。

○　住民生活統括監　仲宗根　章　説明いたします。

　本部高校への400万円の補助金ということでございますけれども、今回、本部高校がＤＸ推進校に指定されております。そして本部高校の魅力化ということで本町は取り組んでおりまして、学校側と行政とで持ちまして、常に意見交換しております。本部高校の支援プロジェクトチームというのがございまして、私がチーム長になっておりまして、様々な支援を検討しているところでございます。今回、400万円を後援会に計上しておりますが、使途としましては、ｅスポーツ部の創設を本部高校で計画しております。中学生にアンケートを取ったところ、本部高校の入学をあくまでも希望の段階ですけれども希望している中で、１割程度の生徒がｅスポーツ部の入部に関心があるということで、その時点では６名から７名程度でありましたけれども、その入部の支援ができないかということで、それプラスこれが300万円。あと100万円が様々な部活がまた最近、同好会を含めて発足しておりますので、その支援策としまして100万円。その原資としまして、本部高校へのふるさと納税、卒業生が主ですけれども、本部町へふるさと納税として寄附されておりますので、それも原資。そして企業版ふるさと納税の原資等、ふるさと納税を活用しまして、その400万円を本部高校の後援会に補助しまして、子供たちの部活動などに活用していただきたいということで計上させていただいております。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　すみません。１点気になったんですが、昨年度とか企業版ふるさと納税で、本部高校後援会指名ということで予算措置していたと思うんですけれども、基金が一旦入った上での意向って聞けるものなんですか。年度をまたいでいたとしても。

○　議長　松川秀清　住民生活統括監。

○　住民生活統括監　仲宗根　章　説明いたします。

　企業版ふるさと納税でございますが、２つの方法がございます。例えば、毎年やってもらっている企業もございまして、100万円単位でですね。あちらは基金に積まずに、その年度で受けた分は年度末は別ですけれども、年度に余裕がある場合は年度で受けて、その年度で出すケースですね。基金に積まず。あるいは使途がまだはっきり決まっていない部分は、一旦基金に積んで、そこから高校側と協議しながら基金を取崩すという２つの方法がございます。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第72号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第72号　令和６年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第11．議案第73号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　１点だけ質疑をいたします。

　13ページの特定健診・特定保健指導事業についてでございます。今年度の数字が出ていれば今年度を教えていただきたいんですが、一般健診と特定健診の実施率と言うんですか、町民が受診した割合が出ていれば教えていただければと思います。なければ昨年度の数値でも大丈夫です。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午後０時20分）

　再開します。 再　開（午後０時22分）

　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　ご説明いたします。

　令和５年度の受診率につきまして38.8％、令和４年度が40.9％でしたので、若干減少しております。以上です。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　先ほどの議案のほうでも国民健康保険の今後の保険料の増額というのがありました。やはりこの医療費の抑制を考えたときに、しっかり一般健診、特定健診を上げていかなければ、こういった保健指導をされている担当者もいらっしゃるかと思いますので、まずは健診を上げて、その網に引っかかった方をどのように保健指導していくかというのが大切かなというふうに思いますので、令和５年度が38.8％、令和４年度、40.9％ということで、この数値を上げるための施策を考えているのかどうかというのを伺います。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　ご説明いたします。

　特定健診の受診率につきましては、一応目標値のほうを60％と定めております。その受診率目標を達成するために、現在、健康づくり推進課のほうで国民健康保険の保健事業のほうを使いまして、県から交付金をいただきまして、重症化を防ぐための取組を実施しております。会計年度任用職員で専門職の方を３名雇用しまして、訪問指導を行う取組を行っております。今回、保険税の見直しをするに当たり、医療費の抑制も継続的に進めていく必要があると考えておりますので、今後も取組を強化していきたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　医療費の抑制、ぜひ今後５年間、しっかりと予算をつけて取り組んでいただきたいなというふうに思います。また３月議会で一般質問もさせていただきたいなと思いますので、一般健診、特定健診の数値を目標数値にまずは達成できるように、しっかりと取組をすることを期待しておりますので、今年度もまだあと３か月あります。次年度以降、しっかりとした体制でできますように私も提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。健康づくり推進課の医療費抑制に対する意気込みといいますか、そういったところをもう一度説明いただいて終わりたいと思います。

○　議長　松川秀清　健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　ご説明いたします。

　議員からの提案もありますように、今回、保険税の見直しにおいて、資産を持っていない方に関しましては、負担が増えることとなります。なるべく被保険者の負担が増えないように、医療費を抑制することが重要だと考えております。今年度、残り３か月余りありますし、来年度以降もさらに重症化しないような取組を強化していきたいと考えております。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第73号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第73号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第12．議案第74号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第74号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第74号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第13．議案第75号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第75号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第75号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第14．議案第76号　財産の取得について及び日程第15．議案第77号　財産の取得についての追認議案は、一括議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第76号　財産の取得についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第76号　財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

　次に議案第77号　財産の取得について（追認）を採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第77号　財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

　休憩します。 休　憩（午後０時26分）

　再開します。 再　開（午後０時33分）

　日程第16．請願第1号　県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）促進に関する請願書を議題とします。

　紹介議員の説明を求めます。２番　長濱　功議員。

○　２番　長濱　功　皆さん、こんにちは。今回請願書を出した理由についてですけれども、県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）促進についての請願書ということで、我が本部町は、観光のまち、沖縄の環境客の約半数は本部町に来ています。それに、またジャングリアができて本部町への移動、せっかく本部町に来ようとしている方々に、道路の渋滞等があってなかなか来れないとなってくると、本部町への滞在時間は非常に少なくなって、場合によってはキャンセルになったりすることもあるかと思いますので、件名について、県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）促進について。

　請願の趣旨、県道84号線及び国道449号は本部町民の主要生活道路であり、県内有数の観光スポット「美ら海水族館」への主要幹線道路であることから、現在行われている県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）を促進してもらいたい。

　請願の理由、以下の理由で関係機関に意見書を提出していただきたい。１．両路線の整備（早期完成）は、交通渋滞及び事故の緩和につながり、本部町民の生活環境が向上する。２．両路線の整備（早期完成）は、観光立町である本町において、観光振興に大きく貢献する。以上、２点の件を、ぜひ皆さんに審議してもらいたいと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　これより質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから請願第１号　県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）促進に関する請願書についてを採決します。

　お諮りします。本請願書を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。請願第１号　県道84号線及び国道449号の整備（早期完成）促進に関する請願書は、採択することに可決しました。

　日程第17．決議第３号　本部半島国道449号・県道84号線早期道路整備促進に関する要請決議についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。７番　伊良波　勤議員。

○　７番　伊良波　勤　決議第３号、令和６年12月19日。本部町議会議長　松川秀清殿。提出者、本部町議会議員　伊良波勤、賛成者、本部町議会議員　崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員　座間味栄純。本部半島国道449号・県道84号線早期道路整備促進に関する要請決議。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　本部半島国道449号・県道84号線早期道路整備促進に関する要請決議。沖縄本島北部地域は、沖縄県本島の他地域にくらべ豊かな自然が多く残され、沖縄観光の潜在的ポテンシャルを持っている地域である反面、一人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在しており、未整備の道路や河川をはじめとする定住や防災に必要なインフラ整備が進んでいないため人口減少や数年に一度甚大な自然災害を被っている地域である。

　道路整備をはじめとするインフラ整備は、当地域の人口や所得の安定向上、県土の均衡ある発展と当地域の防災対策、産業振興や住民福祉の向上を図る上で根幹をなすもので、活力ある地域社会の構築、広域的な交流ネットワークの形成を図るための重要な課題となっている。

　その地域のなかの本町は国営沖縄記念公園（海洋博覧会地区）を有し、県の重要港湾である本部港は国際クルーズ拠点港として多くの大型クルーズ客船の入港が期待されており、本町入城観光客数も、コロナ禍以前の水準を取り戻しつつある。更に大型テーマパークが来夏オープンを予定しており、それらの施設へのアクセス道路である国道449号、県道84号線が本町内で交差していることから、今後、交通量の更なる増加に起因する交通混雑は観光産業をはじめ、その地域で生活する住民生活や様々な社会経済活動への大きなマイナス要因となりえる。今後予想される様々な課題解決のためにも国道449号・県道84号線の早期道路整備の促進を強く要請する。

　以上、決議する。令和６年12月19日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

○　議長　松川秀清　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから決議第３号　本部半島国道449号・県道84号線早期道路整備促進に関する要請決議についてを採決します。

　お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。決議第３号　本部半島国道449号・県道84号線早期道路整備促進に関する要請決議は、原案のとおり可決されました。

　日程第18．決議第４号　相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。９番　仲宗根須磨子議員。

○　９番　仲宗根須磨子　決議第４号、令和６年12月19日。本部町議会議長　松川秀清殿。提出者、本部町議会議員　仲宗根須磨子、賛成者、本部町議会議員　座間味栄純。賛成者、本部町議会議員　伊良波　勤。相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議（案）。昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵長が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年６月の報道により発覚した。少女への性的暴行という極めて重大事件にもかかわらず３月27日の起訴から約３か月もの間、外務省、沖縄防衛局及び沖縄県警等は、沖縄県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

　さらに５月26日、在沖米海兵隊上等兵による性的目的の女性暴行致傷事件が発生し、令和５年１月から令和６年５月末までの間に性的暴行事件がほかに４件存在することが新たに判明した。これだけにとどまらず、７月４日には米海兵隊員による女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、短期間でこれだけの性犯罪が続くことに対し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

　女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躙する極めて悪質な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

　沖縄県民はこれまでにも在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱え、このような事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたが、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取り組み姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

　よって、本会は、県民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

　記、１、被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。２、被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、二次的被害の防止を徹底すること。３、米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。４、米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。５、米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

　以上、決議する。令和６年12月19日、沖縄県本部町議会。あて先、米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、警察庁長官、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長。以上です。

○　議長　松川秀清　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから決議第４号　相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議についてを採決します。

　お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。決議第４号　相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

　日程第19．意見書第１号　本部港本部地区（旧塩川地区）における安全対策に関する意見書についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　意見書第１号、令和６年12月19日。本部町議会議長　松川秀清殿。提出者、本部町議会議員　松田大輔、賛成者、本部町議会議員　具志堅　勉。賛成者、本部町議会議員　崎浜秀昭。本部港本部地区（旧塩川地区）における安全対策に関する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　本部港本部地区（旧塩川地区）における安全対策に関する意見書。令和６年６月28日、安和桟橋出入口付近で、普天間基地代替施設建設に抗議活動中の女性と警備員の男性が作業中のダンプにひかれる痛ましい事故が発生した。女性は右足の骨を折る重傷、男性は搬送先の病院で死亡したことが確認されました。亡くなられた方のご冥福と、重傷を負った方の１日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

　その事故を受け、土砂搬入作業が一時中断。そして、８月22日に安和桟橋での搬入が再会、塩川港では12月２日に再開された。しかし、危険な抗議行為により死亡事故が発生しているにも関わらず、沖縄県は何の安全対策を講じることなく、抗議者の危険な行為を傍観している。特に塩川港においては港内に立ち入り、ダンプトラックの前を故意に遮る危険な行為を行っている。同じ事故が起こる可能性が高い。作業に携わっている本町の方も多数おり、２度とこのような事故が起きてはならない。よって、本部町議会として沖縄県に危険な行為を防止するための万全な安全対策を講じるよう強く要請する。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和６年12月19日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄県知事、沖縄県警察本部。

○　議長　松川秀清　これより質疑を行います。質疑ありませんか。９番　仲宗根須磨子議員。

○　９番　仲宗根須磨子　この意見書の文言の中で、現場の事実とは異なるような文言があるので、ちょっとこれをお聞きしたいと思います。危険な抗議行為により死亡事故が発生しているというふうに書かれていますが、現場では危険な抗議行為はしておりません。なぜなら私は現場を知っています。現場で抗議している人たちは、ちゃんと警備員の指導に従って抗議行動をしております。ですから、この危険な抗議行為というのは、ここは私は腑に落ちません。説明しますと、牛歩で抗議活動をしているのは確かでございます。しかしながら、この警備員に対して牛歩する前に、抗議行動者たちは渡りますと手を挙げます。そしたら警備員がピーっと笛を吹いてトラックを止めます。これは安全を確認した上で抗議者は渡っております。それを繰り返している、ちゃんとルールを守ってやっております。そういう危険な抗議行為により死亡事故が発生しているわけではありません。これは事実と反していると思います。そして、塩川港においてもダンプトラックの前を故意に遮る危険な行為を行っていると言いますが、塩川港においても同じようにやっております。現場に来て抗議活動をなされている方々を見ればよく分かると思います。これは現場を知らずにこういう文言になったのかなと思っております。確かに同じような事故が二度と起きてはなりません。これは国による安全対策が講じられるまでの間は、この工事は再開しないと言いましたが、国は明確な安全対策を講じないままに再開しています。そういうことから考えますと、国のほうに対して安全対策を要求するというのが当てはまるのではないかと私は思います。ですから県知事宛てにこの文書を出すということもおかしいのではないかと思います。国が強行する違法工事によってこの事故が起きたと私は思っております。被害に遭われた警備員の方も、そして抗議行動をしていた女性の方も、そして不幸にもそういう事故を起こしてしまった運転手の方も、そしてベルで合図をした警備員の方も、全部国が強行する違法工事の犠牲になったと思っております。ですから国に抗議するのが当たり前であって、その責任を国から県にすり替えるのは、私は間違っていると思います。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　今３点ですか、ご質疑があったと思うんですが、こちらの認識としては、警備員の静止にもかかわらず、そのまま進んだことによる事故だと捉えています。また塩川港の港湾内においては、道路ではないとの認識なので、牛歩している中で活動していること自体が道路ではないという認識であります。

　あともう１点、塩川地区においては、港湾の管理者が県になっておりますので、県に対して必要な安全対策を講じるのは当然かと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　これまで本部島ぐるみ会議、それからほかの団体も塩川で辺野古への土砂の搬入が始まってからずっと塩川港内で抗議行動をしてまいりました。その間、北部土木事務所や防衛局に安全対策の面や違法工事の面、それから塩川港の荷さばき地の使い方、岸壁の使い方を協議してお互いやってきております。現場にいらっしゃれば分かるかと思いますけれども、この塩川港への土砂の搬出、防衛局と地元の埼本部の皆さんとの約束事があります。１日に160台の搬入、そして時間は８時から５時までという地域との約束事がありますので、その約束を守らない防衛局のやり方、それに対して抗議行動を行っているのであって、辺野古への土砂の搬出が今の状態で続けば、この塩川港はもともと離島への産業振興のための港湾です。辺野古を埋め立てるために目的に造られている港湾ではない。だからそういう目的外の使用をしている国に対しての抗議行動でもありますので、それを再三、県の土木事務所ともそういう目的外の使用、それから岸壁の使用の在り方、一日に600台から1,000台、抗議行動をしなければ入ります。その台数に対して、この塩川港の施設の機能は造られておりません。それ以上、大体１日に160台から200台ぐらいのトラックへの積込みの機能しかないです。港湾道路も１日に大体今言ったように200台近くのトラックの出入りの機能しかない。そういうところに600台から1,000台のトラックを１日に出している。そういう港湾の使い方は、強引にやっているのです。地元との約束も守らないで。そういうことに対して抗議行動をしているのであって、この抗議行動の仕方もちゃんと手を挙げて渡りますと言ってトラックが止まった後、歩牛している状態です。強引に出ているわけではありません。この強引に出るようなやり方は、やらないということで私たちも抗議行動をやっておりますので、強引に出させるような一気にわざと抗議者を羽交い絞めにして取り囲んで動けなくして、そこで一気に２台も３台も出すようなやり方をするものですから、抗議行動している方たちもちょっと過激になるわけですよ。過激にさせるようなやり方、そういう誘導のやり方をすることが問題であって、その辺をもう少し県警や機動隊、それから防衛局も考えないと、これからますますこの抗議行動に参加されている市民の皆さんが犠牲になると思います。これを交通整理している警備員の皆さんも非常に危ない。そういう現場で、この意見書を出すなら防衛局に内容を変えて出したほうがいいと思いますけれども、こういう工事のやり方はやめなさいと、そういう意見書のほうが私はいいと思います。

　それから、この土砂の搬入が始まって、あの国道449号はどうなっていますか。粉じんだらけですよ。あそこからもう通りたくないというタクシーの運転手や観光バスの運転手もいますよ。そういう状況を抗議するのであって、逆にこういう状況を許すような抗議の仕方はできないと思いますよ。

○　議長　松川秀清　具志堅議員、意見書に対する質疑をお願いします。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　ですから、この意見書を提出する内容と提出先を防衛局に変えるべきだと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　本意見書の意図は、あくまで安全対策に関するものであって、同じ死亡事故を二度と起こしてはならないという要望でございます。

○　議長　松川秀清　10番　崎浜秀昭議員。

○　10番　崎浜秀昭　同じく、そういうことでございます。やはり死亡事故が起こっているわけですから、この行為自体が危険行為じゃないと言っても、これはなかなか理解できないのではないかなと思います。私も危険行為が行われて亡くなったということで、やはりこれは塩川港において、よくよく確認して見てみたら、ダンプの前に故意的に渡る行為が行われているということ自体、これは事実でありますので、これは幾ら理由づけしたとしても、こういったダンプの前に出て来るということは、手を挙げようが足を上げようが、これは危険な事故が起きる可能性は十分あると思いますので、ダンプの進行方向に出るということは危険行為であると思います。反対は反対でみんなやっぱり理解はしているんですよね。しかし、ある一般の方から電話があって、このダンプの運転手が非常にかわいそうでたまらないと。これは何とかならないのかという話もありまして、そういうことで、やはりこの港湾内は県の管理ということで、意見書を提出するのは知事、そして法律を守るところの警察の２か所が適当ではないかなと思っております。質疑ではなくて、私の賛成討論でございます。以上です。

○　議長　松川秀清　今質疑の時間ですので、質疑をお願いします。ほかに質疑ありませんか。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　先ほど来、安全対策についてあるかと思います。安全対策においては、事業者側の防衛局と道路管理者である沖縄県の両者の協議が必要であるということが、私は前提だと思います。この文書を見ると、あたかも沖縄県のほうに事故原因があるというような捉え方もできるのかなというふうに思います。あと沖縄県は、何の安全対策を講じることなく、抗議者の危険な行為を傍観しているという記載もございますが、沖縄県は、事故発生後の７月９日に道路管理者として、防衛局に対して３点を求めているんです。①事故原因の究明。②再開に当たっての安全対策の実施と県への説明。③安全対策を講じるまでの運搬作業の中止。これを道路管理者である沖縄県が事業者である沖縄防衛局に対して、文書で求めております。私の知る限りだと、しっかりとした回答はなく、塩川港では12月２日に再開されたという事実がございます。初めに申し上げましたが、安全対策においては、事業者側である沖縄防衛局と道路管理者である沖縄県の両者の協議が必要であるということを前提に、県としては防衛局にしっかりとした文書で求めており、防衛局はそれに答える必要があるのかなというふうに思います。その協議の場は、どこに行ったのかというのがまず一つ質疑としてございます。そして先ほど、土砂搬出についてもありました。この事故の背景となったのは、これまで１台ずつダンプを出していたのを、２台ずつダンプが出るようになっているという、その警備員の誘導方法の誤った変更もあったというふうに聞いております。これは県内のダンプ協議会が沖縄防衛局のほうにもしっかりと要請をして、改めるようにというふうに要請をしている事項でもございます。つまり安全対策において、事業者側の防衛局と道路管理者である沖縄県の両者がしっかり協議を行うことが、まずは解決策の一つであると私は思っておりますので、この意見書にある宛先は沖縄県知事、沖縄県警察本部、そして文章においても、先ほど来、仲宗根議員、具志堅議員からもありました。誤った認識での表記もあるということですので、こちらも賛成するにはまだ至らないのかなというふうに思います。

　そして最後に、事故原因の究明についてでございます。沖縄県警は、まだ現在も捜査中であると認識しておりますので、まずはしっかりと事故原因を究明して、この事故がどういった経緯で起きたのか、そしてその対策は、この事故原因の究明がまず必須だと思いますので、それを受けて安全対策は事業者側の防衛局と道路管理者である沖縄県がしっかりと行う必要があると私は思います。以上です。

○　議長　松川秀清　５番　松田大輔議員。

○　５番　松田大輔　確かに防衛局と沖縄県が話し合わないといけないというのはそのとおりだと思います。ただ塩川港においては、道路と言わず港湾内は県の管理ですので、県に安全対策を要請するのは当然かと思います。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。14番　具志堅　勉議員。

○　14番　具志堅　勉　まず初めに、国は違法な工事であれば進めていないと思います。それと、先ほどの宛先なんですが、防衛局から県知事宛てに要請書も出ています。そして業者のほうからも請願書が議員を通してそれも上がっています。ということは、私は県知事宛てと県警のほうに出してもよろしいかと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　質疑を終わります。討論を省略します。

　これから意見書第１号　本部港本部地区（旧塩川地区）における安全対策に関する意見書についてを採決します。

　この採決は起立によって行います。

　意見書第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

　起立多数です。したがって意見書第１号　本部港本部地区（旧塩川地区）における安全対策に関する意見書については、可決されました。

　議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和６年第８回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

　本定例会に付された事件は全て終了しました。

　これで議会を閉じます。

　令和６年第８回本部町議会定例会を閉会します。 閉　会（午後１時14分）

　地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

　令和　年　月　日

本部町議会議長　松　川　秀　清

本部町議会議員　仲　程　　　清

本部町議会議員　長　濱　　　功